

下請負に関する提出書類一覧表【令和4年8月1日以降に請負契約を締結する工事から適用】

No.	書類名称	内容	作成根拠
8-1	下請負選定一覧届出書	工事の一部を下請に付する場合に、担当課へ提出し承認を受けること。 なお、担当課で承認を受けたのち、下請負契約を締結すること。 また、下請負選定一覧届出書の内容に追加・変更が生じる場合にも、担当課へ提出し承認を受けること。	倉敷市工事請負契約約款第7条 倉敷市工事執行規則第39条
8-5	市外業者を下請業者とする理由書		
9-1	施工体制台帳	工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督員に提出すること。 ●施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲について 施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、建設業法上の記載範囲に警備会社との契約(無い場合は不要)を含めたものとする。 ただし、下請負人が警備会社のみの場合は、監督員と協議の上、施工体制台帳で記載する内容を施工計画書に明記して提出することで、施工体制台帳等の提出を省略することができる。 注)施工体制台帳に変更が生じた場合には、その都度提出すること。	入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書
9-1-1	施工体制台帳【添付資料】下請負の相手方及び内容		岡山県土木工事共通仕様書
9-1-2	元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し		建設業法施行規則第14条
9-1-3	元請業者が下請業者と締結した請負契約に係る契約書の写し		建設業法施行規則第14条
9-1-4	倉敷市暴力団排除条例に関する誓約書(下請業者用)	元請負人と一次下請負人における下請契約が130万円を超える場合は、元請負人と一次下請負人が締結する時点で、一次下請負人は元請負人へ誓約書を提出すること。 下請契約がある場合は施工体制台帳等提出時に下請負人の誓約書の写しを担当課へ提出すること。 また、再下請負の場合も同様とすること。	
9-1-5	元請業者の主任(監理)技術者、監理技術者補佐(置いた場合)及び専門技術者(置いた場合)が資格を有することを証する書面又はこれらの写し		建設業法施行規則第14条
9-1-6	元請業者の主任(監理)技術者、監理技術者補佐(置いた場合)及び専門技術者(置いた場合)が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書面又はこれらの写し		建設業法施行規則第14条
9-5	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	下請契約における各受注者の施工の分担関係を表示した工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所に掲げ、また、監督員にも提出すること。 注)工事作業所災害防止協議会兼施工体系図に変更が生じた場合には、その都度提出すること。	入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書
9-10	作業員名簿		入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書
9-15	施工体制台帳【再下請負通知書】		入契法第15条 建設業法第24条 建設業法施行規則第14条 岡山県土木工事共通仕様書
9-15-5	倉敷市暴力団排除条例に関する誓約書(下請業者用)	再下請負通知人と再下請負人における下請契約が130万円を超える場合は、施工体制台帳【再下請負通知書】提出時に再下請負人の誓約書の写しを担当課へ提出すること。	